



定期第 8 3 号 令和元年 9 月 1 3 日発行

目 次

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	
4 3	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
4 4	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	
4 5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一、六九六人

徳島県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝 山 日 出 高

一七二、四六〇人

徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八六九人
鳴門	一六、四八一人
小松島・勝浦	一一、八七六人
阿南	二〇、五八一人
吉野川	一一、七七五人
阿波	一〇、六九七人
美馬	一一、〇一四人
三好第一	七、六三九人
名西	八、八六一人
那賀	二、五〇〇人
海部	五、九六三人
板野	二七、二五〇人
三好第二	四、〇八三人

徳島県選挙管理委員会告示第四十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七二、四六〇人